

市民集会施設建築費補助金交付要綱施行細則

〔 平成 1 5 年 3 月 3 1 日
地域振興部長決裁 〕

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この施行細則は、市民集会施設建築費補助金交付要綱及びまちづくりセンター併設型市民集会施設建築費補助金交付要綱を施行する際の必要な細目を定めるものとする。

(概算払)

第 2 条 交付決定自治組織等において、工事代金の支払いに当たり補助金を必要とするため概算払を希望している場合は、原則として、工事がしゅん工し、確認検査を終えた後に支払うこととする。

2 前項の処理を行う場合、概算払を希望する交付決定自治組織等から、補助金概算払の依頼文(様式 1)を提出させるものとする。

3 前項の依頼文には次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 事業収支決算(見込)報告書(様式 2)
- (2) 当該工事における契約書の写し
- (3) 自治組織等の役員名簿
- (4) 集会施設の運営に関する規約(作成済の場合)
- (5) 集会施設の写真(全景及び内部)
- (6) 建築確認申請を要する工事については、建築検査済証の写
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(工事の確認検査)

第 3 条 建築工事しゅん工後に行う実施状況の確認は、市民集会施設建築工事完了確認書(様式 3)に基づき、該当する「区」の地域振興課が行うものとする。

(概算金の精算)

第 4 条 補助金を概算払により交付した場合、交付決定自治組織等の代表者に補助金額の確定を通知した後に、速やかに概算金精算書(様式 4)を提出させることとする。

(補助要件)

第 5 条 市民集会施設建築費補助金交付要綱第 3 条第 2 項第 4 号及びまちづくりセンター併設型市民集会施設建築費補助金交付要綱第 3 条第 2 項第 5 号において市長が別に定めるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 省エネを目的とした暖房機の更新
- (2) L E D
- (3) 除雪機
- (4) 簡易資材倉庫
- (5) A E D
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

附 則

この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。